

4月8日(日)は

身体に重度の障がいがある人は
郵便で不在者投票ができます

次のいずれかに該当する人です。利用には、事前の手続きが必要です。お早めに選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

①身体障害者手帳または戦傷病者手帳に記載された障がいの程度が一定の基準に該当する人

②介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

※①②の人で、上肢あるいは視覚の障がいの程度が一定の範囲に該当する人は、代理記載制度を利用することができます。

開票は1か所で即日開票です

4月8日(日)午後9時から佐渡スポーツハウス体育館(吉岡1675番地)で行います。

選挙公報をご覧ください

候補者の略歴や政見を記載した選挙公報は嘱託員等を通じて、4月7日(土)までにお届けします。

このほか、市役所および各支所などに備え付けますので、ご利用ください。

寄附禁止のルールを守って
明るい選挙を実現しましょう

●政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者となろうとする人および現に公職にある人)は、選挙区内の人に対してお金や物を贈ることは禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者は、政治家に対して寄附を求めめることは禁止されています。

●政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体が、選挙区内の人に対して、政治家の

氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

●後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が選挙区内の人に対して花輪や香典、祝儀などを出すことは禁止されています。

みんなで守ろう三ない運動。



贈らない。 求めない。 受け取らない。

「(政治家は) 送らない!!」
「(政治家に) 求めない!!」
「(政治家から) 受け取らない!!」
の「三ない運動」を守りましょう。

第3弾「さどトキめき商品券」

使用期限は平成24年3月31日(土)です



「さどトキめき商品券」を購入された方は、期限を過ぎますと使用できなくなりますので、お忘れなく取扱店舗でご利用ください。

なお、「まごころ商品券」「相商商品券」については使用期限が異なりますので、各券の表記をご確認ください。

お問い合わせ
佐渡連合商工会 (両津商工会)
☎27-5128